

重 要 事 項 説 明 書

1 指定訪問介護サービスを提供する事業者について

事 業 者 名 称	医療法人社団ユニメディコ
代 表 者 氏 名	理事長 立野 慶
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	〒245-0004 神奈川県横浜市泉区領家3-2-4 山手台IKプラザ2階 電 話 045(814)6821 F A X 045(814)6829
法人設立年月日	平成15年5月2日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事 業 所 名 称	医療特化型ケアメディコ新百合ヶ丘
介 護 保 険 指 定 事 業 所 番 号	1475602262
事 業 所 所 在 地	神奈川県川崎市麻生区金程2-14-4 1階
連 絡 先 相 談 担 当 者 名	電 話 044(577)9914 F A X 044(573)4309 管理者 富田 志行
事業所の通常の 事業の実施地域	川崎市麻生区、横浜市青葉区、横浜市緑区

(2) 事業の目的及び運営の方針

事 業 の 目 的	医療法人社団ユニメディコが開設する医療特化型ケアメディコ新百合ヶ丘（以下「ケアメディコ」という。）が行う指定訪問介護事業及び指定介護予防訪問介護事業において居宅事業にあつては要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を、また予防事業にあつては要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防訪問介護を提供することを目的とする。
運 営 の 方 針	ケアメディコの訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。事業の実施に当たっては、関係市区町村、地域包括支援センター等の地域の保護・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から金曜日までとする。 但し、12月29日から1月3日を除く。
営 業 時 間	午前9時00分から午後5時30分までとする。

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日（祝日を含む）までとする。
サービス提供時間	終日

(5) 事業所の職員体制

【令和7年7月1日現在】

管理者	管理者 富田 志行
-----	-----------

職種	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名
サービス提供責任者	1 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います。 2 訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明を行い同意を得ます。利用者へ訪問介護計画を交付します。 3 指定訪問介護の実施状況の把握及び訪問介護計画の変更を行います。 4 訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。 5 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 6 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 7 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 8 訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。 9 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 10 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。 11 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。	常 勤 2 名
訪問介護員	1 訪問介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護のサービスを提供します。 2 サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供します。 3 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。 4 サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。	常 勤 7 名 非常勤 17 名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 1 名 非常勤 1 名

(6) 職員研修

訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備します。

採用時研修 採用後 1 週間以内

継続研修 年 5 回以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
訪問介護計画の作成		利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護計画を作成します。
身 体 介 護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	特段の専門的配慮をもって行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食（腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食等）の調理を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
	移動・移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
	自立生活支援のための見守りの援助	○ 利用者と一緒に手助けしながら行う調理（安全確認の声かけ、疲労の確認を含む。）を行います。 ○ 入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む。）を行います。 ○ ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心で必要な時だけ介助）を行います。 ○ 排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る。） ○ 車いすでの移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助します。 ○ 洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います。
生 活 援 助	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
	調理	利用者の食事の用意を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

◇ 保険給付として不適切な事例への対応について

次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。

① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- ・ 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- ・ 来客の応接（お茶、食事の手配等）
- ・ 自家用車の洗車・清掃 等

② 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- ・ 草むしり
- ・ 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- ・ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・ 植木の剪定等の園芸
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

1) 訪問介護の介護報酬に係る費用（利用者負担 1 割分）

項 目		サービス 1 回当たりの料金			
		身体介護		生活介護	
		所要時間及び内容	単位・利用者負担	所要時間及び内容	単位・利用者負担
① 基本額 下段（ ）内は、利用者 1 割負担額を円に換算し表示したものです。ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、1 ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。		20 分未満	163 単位 (182 円)		
		20 分以上 30 分未満	244 単位 (272 円)	20 分以上 45 分未満	179 単位 (199 円)
		30 分以上 1 時間未満	387 単位 (431 円)	45 分以上 一律の設定です	220 単位 (245 円)
		1 時間以上	567 単位 (631 円)	身体介護を行った後に引き続き所要時間 20 分以上の生活援助を行った場合（25 分を増すごとに）210 単位を限度とする	65 単位 (73 円)
		所要時間 1 時間から計算して 所要時間 30 分を増すごとに	82 単位 (92 円)		
② 加 算	初回加算 (1 月につき)	サービス提供責任者が初回又は初回と同月内に訪問介護若しくは同行した場合		200 単位 (223 円)	
	早朝・夜間加算	早朝（6 時～8 時）又は夜間（18 時～22 時）に訪問した場合		所定単位数×25%	
	深夜加算	深夜（22 時～翌 6 時）に訪問した場合		所定単位数×50%	
	緊急時訪問加算 (1 回につき)	利用者からの要請により緊急の訪問介護を行った場合（介護支援専門員が認めた場合）		100 単位 (112 円)	
	生活機能向上連携加算Ⅰ (1 月につき)	訪問リハを行う際にサービス提供責任者が同行し、利用者の状況を評価し、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成		100 単位 (112 円)	
	介護職員 処遇改善加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算の区分に応じた加算率		1 ヶ月のサービス合計単位× 22.4%	
	2 人の訪問介護員による サービス提供			所定単位の 200%	

2) 介護予防訪問介護の介護報酬に係る費用（利用者負担 1 割分）

項目	1 月当たりの料金	
① 介護予防訪問介護費（Ⅰ）	週 1 回程度の介護予防訪問介護が必要な場合	1176 単位 (1,308 円)
① 介護予防訪問介護費（Ⅱ）	週 2 回程度の介護予防訪問介護が必要な場合	2349 単位 (2,612 円)
① 介護予防訪問介護費（Ⅲ）	週 2 回を超える程度の介護予防訪問介護が必要な場合	3727 単位 (4,145 円)

② 加 算	初回加算 (1月につき)	サービス提供責任者が初回又は 初回と同月内に訪問介護若しく は同行した場合	200 単位 (223 円)
	生活機能向上連携 加算 (1月につき)	訪問リハを行う際にサービス提 供責任者が同行し、利用者の状 況を評価し、生活機能向上を目 的とした訪問介護計画を作成	100 単位 (112 円)

※介護予防給付は月額単位となります。

＊利用者負担額（１割）の算出方法

①②の計算による１ヶ月のサービス合計単位数×11.12＝〇〇円（１円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×0.9（１円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

※11.12 円は、川崎市（２級地）の地域加算

(4) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

1) 訪問介護の介護報酬に係る費用（利用者負担 2 割分）

項 目		サービス 1 回当たりの料金			
		身体介護		生活介護	
		所要時間及び内容	単位・利用者負担	所要時間及び内容	単位・利用者負担
① 基本額 下段（ ）内は、利用者 2 割負担額を円に換算し表示したものです。ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、1 ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。		20 分未満	163 単位 (363 円)		
		20 分以上 30 分未満	244 単位 (543 円)	20 分以上 45 分未満	179 単位 (398 円)
		30 分以上 1 時間未満	387 単位 (861 円)	45 分以上 一律の設定です	220 単位 (490 円)
		1 時間以上	567 単位 (1261 円)	身体介護を行った後に引き続き所要時間 20 分以上の生活援助を行った場合（25 分を増すごと）210 単位を限度とする	65 単位 (145 円)
		所要時間 1 時間から計算して 所要時間 30 分を増すごとに	82 単位 (183 円)		
② 加 算	初回加算 (1 月につき)	サービス提供責任者が初回又は初回と同月内に訪問介護若しくは同行した場合		200 単位 (445 円)	
	早朝・夜間加算	早朝（6 時～8 時）又は夜間（18 時～22 時）に訪問した場合		所定単位数×25%	
	深夜加算	深夜（22 時～翌 6 時）に訪問した場合		所定単位数×50%	
	緊急時訪問加算 (1 回につき)	利用者からの要請により緊急の訪問介護を行った場合（介護支援専門員が認めた場合）		100 単位 (223 円)	
	生活機能向上連携加算（Ⅰ） (1 月につき)	訪問リハを行う際にサービス提供責任者が同行し、利用者の状況を評価し、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成		100 単位 (223 円)	
	介護職員 処遇改善加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算の区分に応じた加算率		1 ヶ月のサービス合計単位 ×22.4%	
	2 人の訪問介護員による サービス提供			所定単位の 200%	

2) 介護予防訪問介護の介護報酬に係る費用（利用者負担 2 割分）

項目	1 月当たりの料金	
① 介護予防訪問介護費（Ⅰ）	週 1 回程度の介護予防訪問介護が必要な場合	1176 単位 (2,616 円)
① 介護予防訪問介護費（Ⅱ）	週 2 回程度の介護予防訪問介護が必要な場合	2349 単位 (5,224 円)
① 介護予防訪問介護費（Ⅲ）	週 2 回を超える程度の介護予防訪問介護が必要な場合	3727 単位 (8,289 円)

② 加 算	初回加算 (1月につき)	サービス提供責任者が初回又は 初回と同月内に訪問介護若しく は同行した場合	200 単位 (445 円)
	生活機能向上連携 加算 (1月につき)	訪問リハを行う際にサービス提 供責任者が同行し、利用者の状 況を評価し、生活機能向上を目 的とした訪問介護計画を作成	100 単位 (223 円)

※介護予防給付は月額単位となります。

＊利用者負担額（2割）の算出方法

①②の計算による1ヶ月のサービス合計単位数×11.12＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×0.8（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

※11.12円は、川崎市（2級地）の地域加算

(5) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

1) 訪問介護の介護報酬に係る費用（利用者負担 3 割分）

項 目		サービス 1 回当たりの料金			
		身体介護		生活介護	
		所要時間及び内容	単位・利用者負担	所要時間及び内容	単位・利用者負担
① 基本額 下段（ ）内は、利用者 2 割負担額を円に換算し表示したものです。ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、1 ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。		20 分未満	163 単位 (544 円)		
		20 分以上 30 分未満	244 単位 (814 円)	20 分以上 45 分未満	179 単位 (598 円)
		30 分以上 1 時間未満	387 単位 (1291 円)	45 分以上 一律の設定です	220 単位 (734 円)
		1 時間以上	567 単位 (1892 円)	身体介護を行った後に引き続き所要時間 20 分以上の生活援助を行った場合（25 分を増すごと）210 単位を限度とする	65 単位 (217 円)
		所要時間 1 時間から計算して 所要時間 30 分を増すごとに	82 単位 (274 円)		
② 加 算	初回加算 (1 月につき)	サービス提供責任者が初回又は初回と同月内に訪問介護若しくは同行した場合		200 単位 (668 円)	
	早朝・夜間加算	早朝（6 時～8 時）又は夜間（18 時～22 時）に訪問した場合		所定単位数×25%	
	深夜加算	深夜（22 時～翌 6 時）に訪問した場合		所定単位数×50%	
	緊急時訪問加算 (1 回につき)	利用者からの要請により緊急の訪問介護を行った場合（介護支援専門員が認めた場合）		100 単位 (334 円)	
	生活機能向上連携加算Ⅰ (1 月につき)	訪問リハを行う際にサービス提供責任者が同行し、利用者の状況を評価し、生活機能向上を目的とした訪問介護計画を作成		100 単位 (334 円)	
	介護職員 処遇改善加算Ⅱ	介護職員処遇改善加算の区分に応じた加算率		1 ヶ月のサービス合計単位 ×22.4%	
	2 人の訪問介護員による サービス提供			所定単位の 200%	

2) 介護予防訪問介護の介護報酬に係る費用（利用者負担 3 割分）

項目	1 月当たりの料金	
③ 介護予防訪問介護費（Ⅰ）	週 1 回程度の介護予防訪問介護が必要な場合	1176 単位 (3,924 円)
① 介護予防訪問介護費（Ⅱ）	週 2 回程度の介護予防訪問介護が必要な場合	2349 単位 (7,836 円)
① 介護予防訪問介護費（Ⅲ）	週 2 回を超える程度の介護予防訪問介護が必要な場合	3727 単位 (12,434 円)

④ 加 算	初回加算 (1月につき)	サービス提供責任者が初回又は 初回と同月内に訪問介護若しく は同行した場合	200 単位 (668 円)
	生活機能向上連携 加算 (1月につき)	訪問リハを行う際にサービス提 供責任者が同行し、利用者の状 況を評価し、生活機能向上を目 的とした訪問介護計画を作成	100 単位 (334 円)

※介護予防給付は月額単位となります。

＊利用者負担額（3割）の算出方法

①②の計算による1ヶ月のサービス合計単位数×11.12＝〇〇円（1円未満切り捨て）

〇〇円－（〇〇円×0.8（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

※11.12円は、川崎市（2級地）の地域加算

(5) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業者又は市町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、市町村が実施する軽度生活援助事業、配食サービス等の生活支援サービス、特定非営利活動法人（NPO法人）などの住民参加型福祉サービス、ボランティアなどの活用のための助言を行います。

(6) 上記におけるサービスのご利用をなさらず、当事業所におけるサービスをご希望される場合は、別途契約に基づく介護保険外のサービスとして、利用者の全額自己負担によってサービスを提供することは可能です。なおその場合は、居宅サービス計画の策定段階における利用者の同意が必要となることから、居宅介護支援事業者に連絡し、居宅介護サービス計画の変更の援助を行います。

4 その他の費用について

①サービス提供に当たり必要となる利用者の居 宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者の別途負担となります。
②通院・外出介助における訪問介護員等の公共 交通機関等の交通費	実費相当を請求いたします。

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の 27 日前後に、利用者指定口座からの自動振替でお支払下さい。 イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 3 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する訪問介護員等の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問介護員等の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	相談担当者氏名	富田 志行
	連絡先電話番号	044（577）9914
	同ファックス番号	044（573）4309
	受付日及び受付時間	月～金 9：00～18：00

※ 担当する訪問介護員等の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供に当たって

- サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「訪問介護計画」を作成します。なお、作成した「訪問介護計画」は、利用者又は家族にその内容の説明を行い、同意を得た上で交付いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行います。なお、「訪問介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- 訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 富田 志行
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 介護相談員を受入れます。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	ア 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 イ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 イ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

12 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順

- ① 提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	医療特化型ケアメディコ新百合ヶ丘 電 話 044 (577) 9914 F A X 044 (573) 4309 管理者 富田 志行 対応時間 9:00～18:00
【公的機関の窓口】 川崎市麻生区高齢・障害課	電 話 044 (965) 5146
【公的機関の窓口】 青葉区役所 サービス課介護保険担当 緑区役所 サービス課介護保険担当 麻生区役所 サービス課介護保険担当	電 話 045 (978) 2479 電 話 045 (930) 2315 電 話 044 (965) 5188 対応時間 8:45～17:00
【公的団体の窓口】 神奈川県国民健康保険団体連合会 (国保連)	電 話 045 (329) 3447 F A X 057 (003) 3110 対応時間 8:30～17:15

訪問介護契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明し、交付いたしました。

重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
---------------	----------

事業者	事業者名	医療法人社団 ユニメディコ
	所在地	〒245-0004 神奈川県横浜市泉区領家 3-2-4 山手台 I K プラザ 2 階
	代表者名	理事長 立野 慶 印
	事業所名	医療特化型ケアメディコ新百合ヶ丘
	説明者氏名	富田 志行 印

事業者から上記内容の説明を受け、同意しました。

利用者	住 所	〒
	氏 名	印

代理人	住 所	〒
	氏 名	印

令和7年7月1日改訂